



東京税理士会日本橋支部会報

第116号

平成20年4月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックコ人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 中島 美和

編集人 広報部長 浅見 達雄

印刷 (株) 税経

税界放談

2月から3月にかけて行われた、東京駅動輪広場の広域還付申告相談、江戸川南支部及び日野支部への支部間応援、税理士記念日の三越日本橋本店における税務相談、日本橋公会堂に場所を変えて行った支部の確定申告無料相談、国税庁コールセンターにおける電話相談、国税局での休日申告相談、また各島への確定申告無料相談等に多くの先生方にご協力頂き、無事とどこおりなく終了できたことに感謝を申し上げます。

ガソリン税の暫定税率3月末期限切れを迎え、与野党の攻防は？(支部会報が4月1日発行予定) 何らかの方向が見出されるものと思うが、これを機会に租税特別措置法のあり方にメスを入れて、本当に必要であるか、国民にわかりやすい透明性が必要ではなかろうか、単なる一部の業界優遇措置であったり、その目的がほぼ完了しているのに、ズルズル延長されていないだろうか、この機会に見直し願いたいものである。

「中小企業の事業承継税制」も本当に中小零細企業の事業の継続を円滑にするために、難しい条件等付けない簡素に願いたい。(S.W)



屋久杉 (広報部提供)



確申期の事業の紹介とお礼

支部長 中島美和

我々の業界にとって最も多忙な所得税の確定申告期が終わり、会員の皆様もほっと一息といったところではないでしょうか。桜の花もほころび、今年も無事春を迎えられる安堵のひと時です。

確申期には、今年から会場を日本橋公会堂に移しました日本橋支部の『確定申告無料相談』、東京駅動輪広場での東京税理士会『広域還付申告相談』、日野支部・江戸川南支部への相談員応援派遣、税理士記念日（2月23日）の三越デパート地下出入口での『税の無料相談』（2月22日実施）、東京国税局閉庁日無料相談、伊豆大島での無料相談、東京国税局での『申告案内コールセンター』、青色申告会の『確定申告相談』等の行事に多くの支部会員の皆様のご協力をいただきました。

昨年まで支部会議室で行っていましたが、『確定申告無料相談』は日本橋支部が納税者の方に馴染みが薄く場所が分かりにくいのではないかとということで、日本橋税務署と相談のうえ、本年から蛸殻町の日本橋公会堂の会議室に場所を移して行いました。また、日数も8日間から5日間に、相談員の延べ人数も40名から15名に縮小しましたが、昨年の実績件数（131件）に迫る111件という数字を残すことが出来ました。単純平均で相談員一人当たり7件強と昨年の2倍以上をご担当いただきました。

東京駅の『広域還付申告相談』へは、2月6日（水）に8名、同12日（火）に7名の会員に行っていました。両日とも午前10時の開場を待ちわびる人の列が30名ほどできるような盛況で、担当された会員の皆様には大変ご苦勞をいただきました。

また、日野支部へは3日間で8名、江戸川南支部へは2日間で5名の会員に応援に行っていました。日本橋地区とは違い、遠隔地で交通の便も悪く、相談件数も多いため大変だったと思います。

そして、今年から始めました『申告案内コールセンター』ですが、麹町、麻布、東京上野、浅草、王子、荒川、足立、西新井、葛飾の9税務署にかかってきた所得税及び個人事業者の消費税並びに贈与税についての法律解釈に関する問い合わせ電話を、東京国税局内の『申告案内コールセンター』に転送し対応するというものです。本来の国税局の業務をアウトソーシング事業として東京税理士協同組合が業務契約を結び、東京税理士会が税理士を派遣することになり、2月1日から3月17日までの土日祝日を除く31日間に延べ403名の税理士が派遣されました。日本橋支部には延べ15名の割り当てが来まして、4名の会員に複数日行っていました。1日50件を超える電話応対は大変ハードだったと想像されます。来年は都内全48署で同様の取扱になるとのことで、さらに多くの会員の皆様にご担当をお願いする事態になると思われます。（単純計算で全体で約2,000名、日本橋支部45名になります。）

以上確申期の支部事業のご報告をいたしました。ご多忙の中、ご協力をいただきました会員の皆様、本当にありがとうございました。他の支部では強制的に担当者を割り当てているところもあるようですが、今のところ日本橋支部では手を上げていただいた方々で賄えております。しかしながら、来年は派遣人数が格段に増加することが予想されます。会員の皆様により一層のご理解をいただき、多くの会員の方々に確申期の支部事業に参加・ご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、当会報でご報告をさせていただいてありますが、2月19日に日本橋支部女性部会を発足していただきました。和気藹々、女性ならではの和やかな会に発展しますようお願いしております。勤務会員の方も是非参加してみてください。



確定申告を終了して

日本橋税務署長 菴木一雄

平成19年分の所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告期間が終了しました。

東京税理士会日本橋支部の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

本年の確定申告期につきましては、申告納税制度の本旨に即した「自書申告」の定着を図りつつ、ITの活用などによる納税者の利便性の向上にも留意しながら、円滑かつ確実な事務処理にも取り組んだ結果、無事に終了することができました。

これも皆様方による、無料申告相談への取り組みのほか、東京駅動輪の広場における広域還付申告センターへの会員派遣、閉庁日並びに支部間応援など、多岐にわたる積極的なご支援、ご協力の賜物であり、重ねて御礼申し上げます。

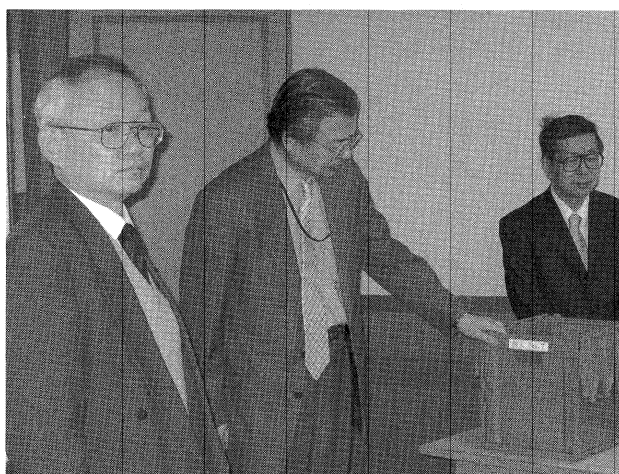
私も期間中、広域還付申告センター、無料申告相談会場を訪ね、申告相談の実施状況を拝見させていただきましたが、皆様方一人ひとりが納税者の視点に立った親切・丁寧な対応など熱心な仕事ぶりに直接触れ、皆様方の熱意とご労苦に対し深い感銘を受けました。

また、e-Taxにつきましては、最高5,000円の税額控除、源泉徴収票などの第三者作成書類の添付省略などの新たな制度が導入され、利用促進に向けた環境が一層整い、更には皆様方の熱心な取り組みにより、オンライン利用率は順調に推移しております。

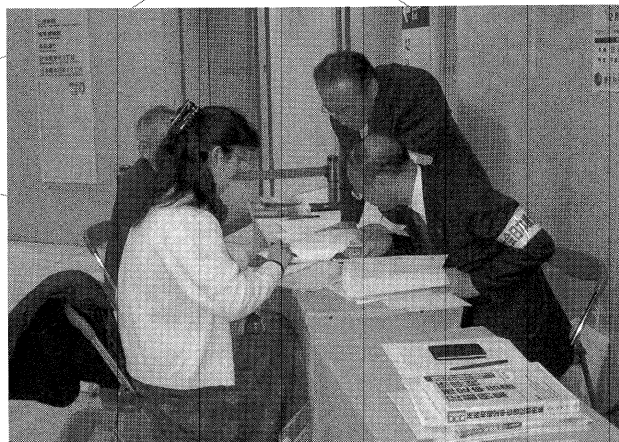
しかしながら、平成22年度にはオンライン利用率を50%までに拡大するという高い目標を掲げております。今後この高い目標をクリアするためには、納税者の皆様方から依頼を受け、税務手続を行っておられる税理士の皆様方のお力に負うところが大きく、その役割は極めて重要であると考えております。今後ともe-Taxの利用促進にご協力をお願いします。

確定申告期は終了いたしました。引き続き、申告期後の各種事務を進めていくこととなります。税理士の皆様方にも何かとご協力をいただく場合があると思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

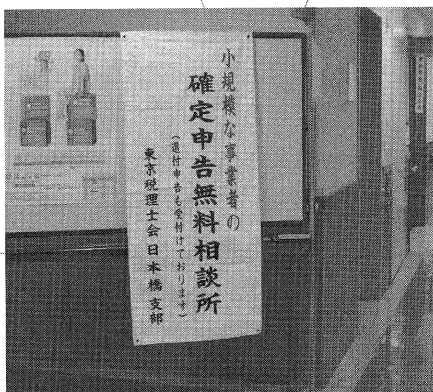
結びに当たりまして、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして、確定申告へのご協力の御礼のあいさつとさせていただきます。



税理士記念日無料相談



小規模事業者無料相談



広域還付
申告センター





納税相談制度・事前照会制度の 現状と課題

文京学院大学大学院教授 税理士 内野正昭



1. はじめに

周知のように、我が国では昭和22年4月に申告納税制度が導入され、爾来、納税者は自らが課税標準を計算し、それに見合う税額を算出するとともに、これに基づいて正しい申告と納税を行うことが求められている。

申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の高いコンプライアンスを必要とするが、課税庁においても①広報活動、租税教育、税務相談、各種説明会など、納税者サービスの充実を図るとともに、②納税者に適正な申告を促すための的確な指導・調査を実施して適正・公平な課税の実現に努めている。

現在、国税庁では全国の国税局と主要税務署に税務相談室を設置し、納税者からの一般的な租税に関する疑問に電話・面接により答えるほか、インターネット・電話音声・ファクシミリによる情報提供「タックスアンサー」により納税者のニーズに応じている。つまり、個々の納税者の問い合わせに対して、一般的な事項に関しては「タックスアンサー」で対応し、匿名の照会にも税務相談を実施している。より具体的な個別の取引等に関する税務上の取扱いについては、納税者からの事前照会に応じて検討を行い、課税庁の見解を口頭で提示している。税務相談の現状を見ると、インターネットの利用の増加が目覚ましく、相談件数全体の9割を超えている。

このような対応に加え、平成13年9月には、納税者からの事前照会のうち一定の要件を満たすものについて文書回答を行うとともに、その内容を公表する文書回答手続が導入された。この制度は、米国におけるレタールーリング制度と類似しているが、米国の制度が内国歳入法第6110条という法令に基づくのに対し、我が国の文書回答手続は、国税庁の事務運営指針に規定されている点で異なる。つまり、文書回答手続は直接法令上の根拠を

持たない納税者サービスとして導入されたが、その目的は米国と同様に、文書による回答と回答内容の公表により税務取扱いの透明性、法令適用上の予測可能性を納税者に与えることであり共通である。

なお、移転価格税制における事前確認制度は世界に先駆けて昭和62年に導入された。

本稿では、申告納税制度を支える柱の一つである税務相談・事前照会制度について、その意義と課題について検討してみたい。

2. 税務相談・事前照会制度の経緯

(1) 税務相談制度の沿革と特徴

税務相談を所掌する独自部署が国税庁組織内に設置されたのは昭和45年であるが、その歴史は昭和26年6月の国税庁発足直後である昭和26年8月に設置された苦情相談所にまで遡る。苦情相談所は、申告納税制度の導入及び戦後日本経済の復興の中で税務執行が非常に困難な状況にあったことから、税務職員の態度・取扱いに対する納税者の不満を受付・処理することにより、税制・税務執行に対する不満を緩和するために設置された。苦情相談所は、昭和26年7月に国税不服審判所の前身である協議団に所掌替えされ、昭和36年4月には税務相談所と名称変更された。昭和45年5月には、組織変更により全国国税局総務部に税務相談室が設置され、更に、昭和48年7月からは主要税務署に税務相談室の分室が設けられ税務相談官が相談・苦情処理に当たっている。

税務相談は、納税者の相談に税務当局が応えるという受動的行政サービスであるとともに、納税者等の税に対する意識の向上を図るという広報的役割も担っていると言える。

(2) 事前照会制度の沿革と特徴

租税関係法令は、その性質上、一般的・抽象的にならざるを得ないが、国税庁は法令の公定解釈として多数の解釈通達を公表してきている。しか

し、経済の著しい発展・変化により通達がカバーできない取引や解釈問題が次々と発生することは不可避である。

こうした問題に対応するため、納税者から事前に照会・問合わせ等が寄せられた場合、国税庁ではこれらに対する相談・回答を行っている。こうした個別事案に関する審理事務体制を事前照会制度といい、現在、国税庁審理室、国税局審理課、調査審理課が主として担当し、事案によっては税務署の課税部門も対応している。

この事前照会は、昭和37年6月に各国税局に審理課が新設される前は、所得税課・法人税課・資産税課が各税目の審理事務を分掌していた。これらの事前照会に対しては審理課や税務署で課税当局の見解が口頭で示されたが、平成13年9月には文書による回答と回答内容の公表を行う文書回答手続が導入された。これは、税法の適用等について納税者の予測可能性を一層高めるため米国等の事例も踏まえ、多数の納税者から類似の照会が予想され、他の納税者の適正申告に役立つと認められるような一定の要件に該当する事前照会について国税庁の事務運営方針により新設された。(注1)

この事前照会については、仮定や選択の余地のある部分があるもの、主たる取引目的が国税の軽減等であるもの、通常の経済取引等として不合理であるものなどは照会対象外となっている。

文書回答手続は、税務行政の負担を増大させることになろうが、租税を巡る紛争の減少、納税者と税務当局との間の関係改善等、行政負担を償って余りある種々の好ましい効果があり、法的安定性と予測可能性を高めることにより納税者の保護に資すると思われる。

3. 事前相談制度の有用性と法的問題

我が国の税法は、複雑・難解であり、納税者が条文を読んだ的確な解釈・判断を行うことは困難な場合が多く、税理士でも正確に結論を導き出すことが難しいケースもある。

納税者の取引等の税務上の取扱いについては、税務署の担当窓口や税務相談室での口頭による相談が一般的であるが、口頭での表示では当該回答内容はおろか、その存在すら立証は困難で、後日になって紛争になることもある。事前照会制度(文書回答手続)が導入されたことは、納税者の法

的安定性・予測可能性を高めることになり、課税庁による課税処理の統一性・透明性の保証にとっても極めて有用な制度であると言える。

しかしながら、納税者が課税庁の公的見解に従って申告したところ、後日になって課税庁が再検討した結果、誤りに気づき、遡及して更正処分を行うような場合、信義則に関する適用の可否が問題となる。このような場合、信義則に従って課税庁の取扱いの変更を許さないことにすると、税務行政の合法性の要請と矛盾することとなる反面、取扱いの変更を行った場合に問題が生ずる納税者の信頼と保護の要請をどのように調整すべきかが重要な論点となる。現実的には、これまでの判例をみても、信義則の適用により課税処分の取消しが認められた個別救済事例は限られている。(注2)

この点については、我が国においても、米国のIRSのように、課税の安定性の観点から、課税庁の見解・解釈があった場合には、訂正・取消しの効果は原則として遡及させず、将来に向かってのみ適用すべきである。課税庁に誤った取扱いがあった場合に、将来に向かってのみこれを是正する場合には、信義則の制約は働かないと解される。

国税庁が事前照会制度を設けたことは、納税者の権利保護・安全性の観点から大きな前進であるが、照会対象から「課税当局の否認対象となるか否か」というような事案は除外されている。制度の趣旨に立脚すれば、かかる事案についても回答するべきであろうし、その回答に法的拘束力を具備させ、その解釈を法廷等でも争えるようにすべきであろう。こうした制度が整備されていないのであれば、納税者の解釈の誤りについては課税当局はもっと寛大に扱うべきであろう。

また、同族会社の行為・計算等に関わる取引や税の軽減を主要な目的とするものは、文書回答手続の本旨からみて対象とするのは不適當であるとして、照会対象から除外している。

しかし、租税回避そのものは法の欠缺に基づいて行われるのであるから、納税者からかかる事案を積極的に事前照会させ、租税回避スキームの実態を把握・分析した上で、その対抗措置が条文化され、租税回避事案が早期に解決されるべきである。従って、課税庁もその判断を逆手に取る納税者を恐れるよりも、納税者に予測可能性・法的安定性を与えるという文書照会の本旨に立ち返り、

租税回避事案であったとしても、積極的に事前照会の対象とすることのメリットは大きいと考える。

4. 事前照会制度の課題

既述のように、事前照会制度の導入のメリットは大きい、個別事案の事前照会について文書で回答し、その内容を公表する文書回答手続は、無料サービスにも拘わらず、税務行政の事務量を増加させている。米国のレタールーリング制度は法令に基づき有料であるため、IRS法務部には全国に1,500名程度の法律専門家が配置されているのに対し、我が国で事前照会の担当職員は約70名に過ぎない。文書回答手続を円滑に執行するためには、担当職員の増加が要請されるであろうし、個別性の高い事前照会事案に対しては有料化もいずれは必要であるかもしれない。

事前照会は、納税者側から見れば、事前取引等に係る課税庁の取扱いを確認することにより予測可能性・法的安定性が高まることとなると同時に、課税庁側から見れば、法の不備・欠缺による租税回避を事前に調査・防止できるシステムである。従って、課税庁は事前照会時に的確な指導と調査を行うことにより、租税回避を未然に防ぎ、適正かつ公平な課税の実現を図らなければならない。

ただし、適正・公平な課税を実現するためには課税庁側の努力だけではなく、納税者側の納税意識も高める必要がある。税法の遵守・高い納税意識を涵養するためには、義務教育期間中に米国と同じレベルの租税教育を施す責務があり、これは国税庁というよりは文部科学省の学校教育の課題であると言えよう。

また、複雑・難解な条文が多い税法の文言は、一般的な納税者にとっても平明であり、かつ理解可能な文章に改めることが必要である。専門家にしか解説できず、ともすれば、専門家でも理解不能な悪文の宝庫と揶揄されている税法の条文は、立法者・作成者が極度の専門性・特殊性を重視したあまり、一般国民の理解可能性に対する配慮を欠いた独断的な文章化に陥ったと言えよう。租税に関する法令・解釈通達は、国民全体に寄与すべき社会的インフラであり、納税義務が国民の重要な義務の一つである限り、税法等の条文は一般的な国民に共有され、理解可能でなければならない。条文の作成・改正に当たっては、外部（大学教授

など）の校閲チームが関与し、平明、簡潔で理解可能な条文に改善させていくことが必要である。

昨今の課税庁の対応を見ると、以前は気楽に税務相談に応じ、適切な指導をしてくれていたものが、何を切っ掛けにか分からないが、納税者と共に上下（かみしも）を着て相談に行かなければ相談できないようになった。これでは、いくら近付きやすい税務署と口で言っても、実際には納税者からは遠い存在となってしまうかねず、ひいては税務上の取扱いを誤解したまま申告することにもなりかねない。納税者側も税務職員の言動を逆手にとったりせず、理解しづらい点や問題点についてざっくばらんに議論しあうことが必要であろう。幸い、税理士会の日本橋支部には談話室があって、こうしたニーズに応えているが、これを発展させて税務署との間でもざっくばらんな話し合い、議論の場が設けられることを切に望んでいる、（注3）

（注1）平成13年6月22日付「事前照会に対する文書回答について（事務運用方針）」及び「同業者団体等からの照会に対する文書回答の実施について（事務運用方針）」

両事務運用方針は、平成14年6月28日の改正を経て、平成16年2月17日には、米国の手続を参考にして全面的な見直しにより、文書回答・公表制度が正式に採用された。

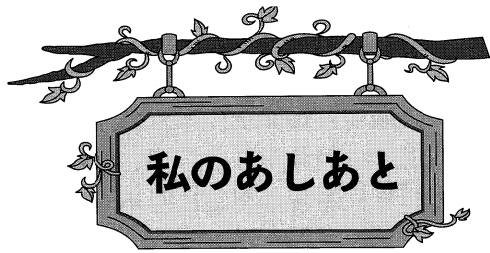
（注2）信義則が税法に適用される要件を判示した例として、昭和62年10月30日最高裁判決（訟月34巻4号853頁）がある。本判決では、適用要件として次の事項が挙げられている。

- ①課税庁が納税者の信頼の対象となる公的見解を示したこと
- ②納税者が当該表示を信頼し、それに基づいて行動したこと
- ③後日、当該表示に反する課税庁の処分が行われたこと
- ④当該処分により納税者が不利益を被ることになったこと
- ⑤課税庁に示した表示を信頼し、その信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないこと

現実的には、本判決をはじめ、これまでの判例は上の⑤の要件に該当する場合を非常に限定しているため、認められたケースはほとんどない。

（注3）本稿は、紙幅の関係で舌足らずなものとなったことをお詫びすると同時に、興味のある方には次の拙稿をお読みいただきたい。

菊谷正人、内野正昭「税務相談制度・事前照会制度の現状と課題」税経通信、第62巻第11号、通巻883号、2007年8月号



仕事に目覚めるまで

高橋 左千雄

私の大人への脱皮の始まりは高校入学である。

自宅から高校へは、バス、私鉄、当時の国鉄、バスと乗り継いで1時間半以上もかかった。入学当初は通学したが、農作業で疲れているのに早起きして私の弁当を用意する母が大変なので、5月から下宿することになった。

15歳にして親元を離れ、食事や弁当は下宿で用意してくれるものの、掃除、洗濯、アイロンかけなど身の回りのことをすべて自分でやらなくてはならず、同じ中学から入学した者があと1人だけで友達ができるまでは寂しくて、ホームシックにかかったものだ。

そのうちクラスや下宿の近くの先輩など友達ができると、何にも拘束されず自由の身を謳歌することもあって1人で暮らすのが楽しくなり、自宅に帰るのは、用事がなければ夏休み、冬休み、春休みくらいで、父母、特に母には寂しい思いをさせたようだ。

そんなことは露知らず、先輩から「飲む、打つ、買う」を教わり、酒を飲み、タバコも隠れて吸うようになった。一夜漬けで中間試験や期末試験をそこそこの成績で乗り切れたことから、教科の勉強はろくにせず、小説や分かりもしない哲学の本などを読み漁った。

3年になるとそのつけが出てきて大学入試に赤信号が灯った。あわてて勉強したが間に合うはずがなく、それでも自分の実力を過信して志望校を変えなかったから、合格しないのは当然である。

私は5人兄弟の長子で下に弟や妹が控えていて、浪人して父母に更に経済的負担を掛けるわけにはいかない。税務職員になりたいと思ったことはな

かったが、もしもの備えとして国家公務員初級試験（税務職）を受け、合格の通知は受けていた。第2志望も落ちたので、何となく税務職員を選択することになった。

高校時代にしみついた遊び癖はなかなかとれないもので、税務大学校普通科研修の際も担当教育官から「1日1時間分でもいいから机に向かいなさい。」とよく注意されたものだが、実行できずぎりぎりに近い成績で終了させてもらい川崎北税務署に配属になった。

当時署は溝の口にあり、ローカルな雰囲気が残っていて、ある意味でよき時代であったので、上司や先輩によく飲み連れて行ってもらった。高校時代から飲んでいるので「いける口」だからである。仕事に関しては、当時は記帳していない納税者が多く、どんぶり勘定で申告しているから調査はそんなに難しくはなかった。いわゆる「修正申告のおみやげ」をいただいた記憶はないが、税理士関与事案でも調査があれば修正は必然という状況で、現在に比較し楽だったと思う。

同期のほとんどが夜間大学を受けるというから、毎日時間をもてあましていたし、酒も減らさなくてはと考えていたので私も2ヶ所受け、明治の第2法学部に入学が決まり、通学の関係で最初の赴任地の川崎北から1年で板橋に転勤になった。

夜間大学はいろいろな職業の者がきていて、彼らと交流するのは楽しかったが、真面目な人が多いのに閉口した。その点板橋署は規模が大きいせいか若い職員が沢山いて遊び友達にはこと欠かなかった。その中に本格的に登山をしているA君がいて、夏休みに八ヶ岳に誘われて参加してみた。小海線側から登って相当きつかったけれど、天気にも恵まれたこともあってすっかり山のとりこになってしまった。それからは、月に最低2回日帰り又は夜行日帰り（当時は土曜勤務あり）、ゴールデンウィーク、夏休み、年末にはそれぞれ1週間程度、年間合計65～70日ほど山に入っていたものである。生活の中心に山があり、寮の近く皇居1周のジョギングを毎日欠かさず体力を養い、登山の休暇を取るため調査の仕事もそこそこで収束させてノルマの達成を図り、飲酒の機会を減らし山に行く費用を工面した。ただ、山仲間には酒豪が多く、1つの山行を終えると居酒屋などで反省会を行うのが常である。板橋署に3年いたが、ずっと末席だったこ

とに甘え仕事はちょぼちょぼ、夜間大学への出席は必要最低限（よく代返を頼んだ）、小遣いや持てるエネルギーの大半を山に費やしていたことになる。

2回目の転勤で小石川署勤務を告げられた。まだ冷房が入っているところが7~8署の頃その1つが小石川で、発令のとき上司から「涼しくていいね。」とうらやましがられたものだが、着任してみると部門に後輩が6人もいるではないか。おまけに統括から「あなたは4年目で既に中堅だから、医者や弁護士などを担当してもらう。若い人の指導もお願いする。」といわれ、自分の立場の急変に驚いた。上司から期待され、後輩からは頼りにされるので、これまでののほほんとした気分は一変に吹っ飛んでしまい、遅ればせながら本気になって仕事に取り組まざるを得なくなった。後輩に分かりやすく教えるため税法や解説本などをよく読んだし、調査では「手引き」なる虎の巻を参考に手探りで医者などの調査に取り組み、初めはうまくいかないこともあった。そのうち少しずつ業種の実態や調査の仕方などが分かってくると、仕事が面白くなり、良い結果が出てそれが次の意欲につながるという好循環となり、充実した仕事ができるようになった。

切羽詰まってもがいてみて、これまで両親はじめ周囲にいかんが甘えていたか、また、自分の道は自分で切り開かないといけないということをいやというほど気づかされた。これで自分が少し大人になれたかなと思ったものである。



私のあしあと

高橋 美津子

大学卒業後、病院や製薬会社で秘書を少しした後、まもなく結婚しました。24歳のときでした。秘書をしているときに、一見立派な男性でも社長のところにくるとぺこぺこしている姿を見ていたので、そのような系統ではない自由な職業の人と結婚したいと思い、その当時は漫画の本の編集部にはいた出版社勤務の夫とお見合をすることになりました。1回目で私は、この人と結婚したいと思い、結婚を決めました。夫には他に結婚したい人が

いたことは、結婚後に判りました。既にそれからは、30年が経ち、現在では、その夫も定年になり『妻に喜んでもらうことがぼくの最大の喜び』と言いいながらいくつかのお料理教室に通ったりしています。

結婚後、すぐ娘が二人でき、子育てのかたわら、子供の学校のPTAはもとより、アルバイトではありましたが、さまざまな仕事に就きました。下の娘が中学に入ってから、経済系の出版社に本格的に勤めて経済関係の仕事の面白さに興味を持ったことで税理士の試験を受けようと考えました。

その時、中学生と高校生だった娘は「会社の帰りに税理士の学校へ行くと今よりもっと帰りが遅くなるの？」と寂しく暗い顔で言ったので「勉強するのだったら仕事はやめる。」といったら二人とも大喜びしたものでした。

平成4年、簿記など一度もしたことがない私の税理士への第一歩でした。その後朝5時におきて娘たちのお弁当をつくりその後、学校へ行かない日は時間割を作って一日勉強をし、気晴らしに家事をするという毎日を過ごし、平成8年に合格しました。2年の実務の後、平成11年5月に今の事務所で開業しました。日本橋で建設会社をやっていた学生時代の友人が、「神田においでよ。とても良いところだから」と言って神田駅周辺の候補の事務所を数箇所見つけていてくれたのです。

顧問先はその友人の会社だけという状態で開業しましたが、いろいろな縁ですぐ4件の顧問先ができました。実務経験が浅い私は、わからないことばかりで事務所が近くでいらっしゃる、現支部長の中島先生に毎日電話で質問しながら仕事をしていました。本当にご迷惑をおかけしていました。その時、支部長だったらそんなに質問できる時間はないのでそうしたらきっと税理士業はできなかったと思います。運が良い私は、おかげさまで、来年は開業10年目を迎えます。

しかし、心の中では娘たちに対して、どこか良い母ではなかったかもしれない、寂しい思いを随分させてしまっただけ申し訳ないという気持ちがいっぱいぬぐうことができないものがあるのも事実なのです。

しかし、結婚して以来、娘たちは、夜が遅い私にかわり、時々「胡麻和え」とか「煮物」を作って夫に届けてくれています。先日もやはりお料理

を夫にもってきてくれたとき、娘は『お母さんは、家にいるときは、いつも当たり前でいろいろ料理をしてくれた。だから、私も何でも手作りで料理するようになった。』と言ったということです。その言葉を聞いたとき、娘の中で母としての自分が確かに存在しているのだということを知って、ようやく私がいままで生きてきたことを、正面か

ら「私のあしあと」と言えるのだとその時実感しました。

また、次女は税理士受験中です。受験を止めないで続けているので、私ももっと勉強をして立派な税理士にならなくてはと思います。支部の皆様、今後ともよろしくご指導お願い申し上げます。

随 筆

海の幸 山の幸

渡 辺 英 樹

2月最初の週末。忙しい日々の合間を縫って三浦半島へ地元の特産を求め家族で日帰りの小旅行へ出掛けた。横浜駅から京浜急行に乗り換え「津久井浜駅」までは40分ほど。駅前で待つこと5分。地元農協のイチゴ狩りツアーのバスが30人ほどの観光客を迎えにきた。「津久井浜農協」の入口でハイシーズ料金1名1500円を支払い、早速割り当てられたビニールハウスの番号を探す。思った以上のハウスの数に驚いたが、「17」番はすぐに見つかった。家の玄関を出てからそろそろ1時間が経過。書ききれないひらがなで「いちご」とカレンダーに書き込み今日を楽しみにしていた3歳の娘の我慢にも限界が近づいていた。

ハウスの前で練乳の入ったプラスチックケースを渡され、いよいよイチゴ狩りのスタート。許された時間は30分。まずは娘を連れてハウスのずっと奥へ行き、反転して入り口へ戻りながら真っ赤なイチゴを探し始めた。瑞々しい苺を摘むと指の圧力で、実の表面が少しだけ「ずるっ」と擦りむける。そっと、口へ運ぶ。甘い！目と手と口が効率よく、赤い実を探し・優しく摘みとり・水分とビタミン補給と連携プレーを繰り返す。それにしても甘い。特に小粒で真っ赤な実が甘い。とまらない。我に返って、娘に目を向けると、彼女のこぶしと同じくらいの大きな苺を見つけたらしくうれしそうにガブリと小さな口に頬張っていた。食べ飽きそうになったときには少し青い実をたべるとすっぱさが口に広がる。そして再び甘さを求めて目と手と口が動きだす。あっという間の30分。津久井農協では、苺、ジャガイモ、メロン、さつまいも、みかんと一年を通して収穫体験を行って



いる。今回は新ジャガか、もう一度、苺狩りか。

「津久井浜」駅から京浜急行の終点「三崎口」駅までは10分。駅前からバスに乗れば20分で三崎港へ。小旅行の最終目的は青森県の大間マグロと並び全国的に有名な三崎マグロ。茅ヶ崎在住の先輩税理士から聞き出した優良店情報に間違いはなかった。個性的なオーナーのマグロ料理店は、港の商店街の奥にある。「三崎の場合は世界各国から旬のマグロが水揚げされるから冷凍が主であるが、解凍次第で生に負けない色と味がでる。特に数あるマグロの種類、それと内臓類を含めた色々な部分が手に入る。そういったものを使って作る料理が他県とは違い、三崎本来の料理だと言っても過言では無い。」(くろば亭HPより)

苺の赤みとは違った落ちついた深みのあるワインのような色の刺身がテーブルに並ぶ。少し頼みすぎたかと思った料理も食べつくし、漁港にある海産物センターまで散歩をした。北原白秋の歌「城ヶ島の雨」で一躍有名になった美しい小島、城ヶ島が見える。少し雲行きが怪しくなってきた。小旅行も地元海産物センター「うらり」でお土産を買い込み完結した。

港からバスにのり、家まで約1時間20分。横浜に引っ越して気づけば4年。ようやく念願かなった三浦への小旅行でした。



東京都支部対抗 ゴルフ対戦記

菅 原 一 泰

私が東京都支部対抗ゴルフの第5回大会から今回の第11回大会まで連続して出場しているとの事で、広報部から対戦記の依頼を受けました。そこで日本橋支部にご協力いただいて過去から今までの試合結果を調べると共に、当時の私の感想を思い起こしながら、恥ずかしながら私のスコアと、公表する事を承諾頂いた先生方のスコアも一緒にお伝えさせていただきます。

先ずその前に団体戦の方式ですが、各支部4人出場して上位3人のグロスの合計とストロークで順位が決まります。毎年40ほどの支部が参加します。

1. 第5回大会

平成13年10月26日武蔵野ゴルフクラブで開催され日本橋支部は第9位でした。出場先生は森一郎先生、廣田勝國先生、木下純一先生でした。初めての出場だったので他の先生に迷惑掛けてはいけないと思い事前プレーしたところ、81で廻りグリーンの克明なメモをして試合に臨んだのですが当日は違うグリーンで行われガッカリした思い出があります。因みに本戦は84でした。

2. 第6回大会

平成14年10月17日取手国際ゴルフ場で開催されました。以降第11回大会まで同ゴルフ場で開催されています。この年は第19位でした。出場先生は廣田勝國先生、高山房之先生、徳田益和先生でした。会場が替わったので事前プレーをしながらグリーンメモを作成し万全を期したつもりだったのですが、当日グリーンが高麗に変わりがっかりでした。スコアは81で廻れました。

3. 第7回大会

平成15年10月24日に開催され順位は不明です。出場先生は岩本忠司先生、高山房之先生、徳田益和先生でした。この時は不思議と大会の記憶がなく85で廻った記録があるのみです。

4. 第8回大会

平成16年10月26日に開催され、第12位でした。出場先生は村松晴文先生、森一郎先生、徳田益和



向かって左から森・徳田・高山・菅原

先生でした。この年前後からチームの先生方と月に1度くらい研修会をやり始めました。本戦の私のスコアは87でした。研修会の効果はすぐには出ませんでした。

5. 第9回大会

平成17年10月21日に開催され、第5位でした。この順位が今までの最高順位です。出場先生は森一郎先生、徳田益和先生、高山房之先生でした。この年から第11回大会までは同一先生の出場となっています。スコアは徳田先生78、森先生80、高山先生82、私が83でした。優勝支部の合計ストロークは234でした。大会が終わった後4人で慰労会をして、来年は優勝しようと誓い合ったのですが…

6. 第10回大会

平成18年10月17日に開催され、第8位でした。スコアは徳田先生80、高山先生81、森先生82、私が86でした。優勝支部の合計ストロークは232でした。本戦後私一人だけ大叩きを酒の肴に大いに4人で飲んで、来年こそはと又々誓い合いました。

7. 第11回大会

平成19年10月26日に開催され、第7位でした。我がチームの合計ストロークは255で、優勝支部は241でした。本戦後この年の飲み会では何も誓わず静かに飲んだ事が記憶に新しいです。

以上が過去の戦歴ですが、日本橋支部はここ数年10位以上を維持し続けております。出場先生の技量向上により、更なる上の順位を目指せると思います。この戦歴を見て腕に自信のある先生の参戦をお願いします。夢の優勝目指して！



九州の小京都

福嶋孝臣

今年の冬は、例年になく寒さが厳しく、これから始まる確定申告が心配になってきます。2年前の熊本も大変寒く、年内に何度も雪が降り、寒さで震えていたことを思い出しています。突然、熊本の話になりましたが、熊本局の菊池税務署に1年間単身赴任しましたので、その時の思い出などを書きながら、少しでも熊本のPRができればと思っています。

菊池税務署がある菊池市は、熊本市から北東に約25kmのところであり、阿蘇外輪山の西麓に位置し、盆地になっており、夏は暑くて冬は寒いところです。私が住んでいた山鹿市は、菊池市より西に約10kmのところであり、署までバス通勤でおおむね50分程度でしたが、バスの間隔が朝は30分ごと、夕方は1時間ごとで、とても東京では考えられない生活でした。そういう訳で、仕事が終わって、宿舎にたどり着くのが午後7時から8時頃で、冬場は明かりのない真っ暗な、ひんやりした部屋が大変侘びしいものでした。それでも、晩酌を楽しみに、食事の準備をしたのが昨日のこのように思い出されます。

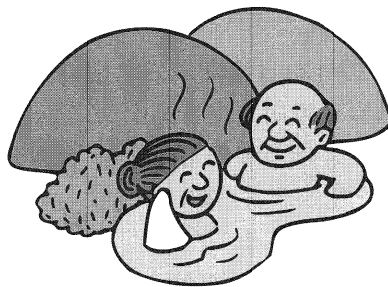
先程、阿蘇外輪山西麓といいましたが、阿蘇外輪山には広葉樹林が茂り、そこから湧き出る水は、大変きれいで、大小の瀬と淵と滝で菊池渓谷をなしています。菊池渓谷は日本名水百選にも選ばれており、夏は平均気温13度と低く冷気が辺りに漂い避暑地として家族連れ等で大変な賑わいです。春は新緑が美しく、秋は溪流に映える紅葉が鮮やかで、冬は霧氷の花が咲くなど四季折々の姿を見せてくれる素晴らしいところです。ここから始まる菊池川は豊富な水量をほこり、菊池平野を潤し、日本一おいしい米の産地としても有名で、江戸時代には、菊池米（肥後米）は大阪堂島の米相場を決定する際の基準とされていたものです。

ところで、菊池という地名ですが、今から1300年程前、大和朝廷は、白村江の戦いで新羅・高句麗の連合軍に敗れ、日本への侵攻を恐れ、九州に4つの城を造りましたが、その1つが鞠智城（きくち

じょう）で、その鞠智が現在の菊池に変わったものといわれています。また、11世紀後半、豪族の菊池氏の本拠地として発展し、戦国期までの500年にわたって九州の政治・文化の一中心地として栄えました。南北朝時代、後醍醐天皇の南朝方の主力として戦った菊池一族、特に菊池武時、武重、武光の三代は南朝の功臣として有名です。また、後醍醐天皇の皇子懐良（かねなが）親王の手植えになる「將軍木」は棕の巨木で樹齢650年といわれ、現在もその威容を保っています。菊池市の街並は、碁盤の目状になっており、その街並に沿ってなまこ壁の塀があり、その脇を豊富な水が流れ、水車が回りあちこちに樹齢数百年の巨木が見られ、大変落ち着いた雰囲気から、歴史がしのばれ「九州の小京都」と呼ぶ人もいます。

また、菊池を紹介するのに忘れられないのが菊池温泉です。その昔、週刊誌で騒がれましたが、最近では、家族に優しい温泉を目指しています。温泉湧出から50年、源泉100%かけ流しの天然温泉で、つるつる、すべすべ「美肌の湯」と呼ばれ、地名の隈府（ワイフと読む）にちなみ、妻（wife）＝女性を大事にする温泉として「おしどり夫婦の里」と名付け、毎年11月22日に夫婦で訪れた客に対し、パーティが催されます。

最後に熊本の名物料理「うまかもん」を1つ紹介します。それは何といっても「馬刺し」をおいてないと思います。馬肉は、低カロリー、高タンパクのヘルシーフードで、お刺身にすると空気に触れてポット桜色になるところから「さくら肉」とも呼ばれます。とろけるような霜降りのお肉を味わったら、熊本の米焼酎をクイット一口。馬刺しの豊かな風味と米焼酎独特の甘みとのベストマッチを是非、お楽しみください。



高橋 保(相談役)さんの思い出

田 村 京 子

とにかく無愛想な人でした。同年代の仲間だった渡部至さん、横沼栄一さんたちも若い頃から「そんなに無愛想では商売にさしつかえるだろう」と忠告してくれていましたが、ご本人はどこ吹く風。いつも苦虫を噛みつぶしたような顔をしている人でした。

3年前、ご縁があって私の息子が彼のお手伝いを始めたとき驚きましたが、息子から「高橋保さんってどういう人」と尋ねられたとき私は「同業者であんな無愛想な人は珍しい。だけどあんなに誠実な人も珍しいよ」と即答しました。

今からもう30年以上も前のことです。保さんが横浜から都立大学へ引っ越すことになった時に、支部の集まりか勉強会の後で「家というものは、たしかに自分の稼ぎで買ったにはちがいないけれども、家族の協力がなくては家を持つことはでき

ないんだ。家族にはとても感謝している。家族は大事にしなきゃいかん」という話を聞いたことがあります。

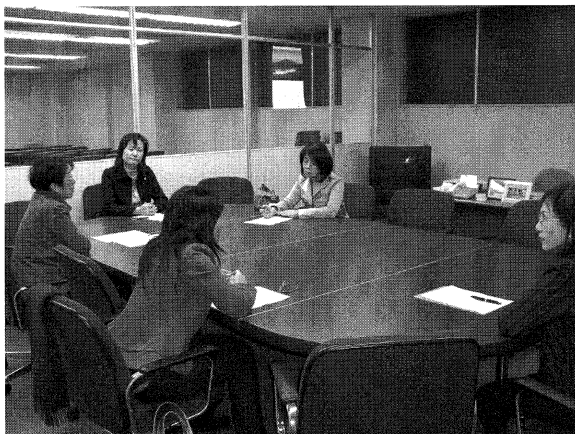
個人的なことや事務所経営の苦労話などあまり他人に話さない人でしたが、もしかしらご自宅では亭主関白なのかな、と思っていた私にとっては驚きでしたし、いい人だなあ、と改めて思いました。大好きだったお酒をびたっと絶って80歳近くまでがんばってこられたのもきっとご家族のことを考えてのことだと思います。

保さんの葬儀に来てくださったお客様が「高橋先生に叱られなくなるのが寂しい」「厳しいことを言われるのが楽しみだった」と口々に話しておられたと息子から聞いて、意外にも？彼のキャラクターはお客様にも支持されていたんだなあ、とちょっと驚きました。この点、同業者の私たちはずっと誤解していたかもしれません。

無愛想、しかし誠実。原理原則。曲がったことがきらいで威張る人がきらい。

愛すべき人がまた一人いなくなってしまうました。どうぞ安らかにお休みください。

女性部会発起会開催



去る2月19日、日本橋支部会議室において、日本橋支部女性部会の発起会を開催しました。

日本橋支部は、東京税理士会48支部の中でも会員数の多い支部ではありますが、女性会員はというと、110余名(13%)と少数です。

発起会では、今後の活動として蛸狩りなどのリクレーション、日本橋の老舗巡りなどを通じ楽しい情報交換をするとともに、税務相談や困

ったことを気軽に相談できる場を提供していきたいと意見が一致しました。

多くの女性会員が参加し、いろいろな意見交換ができればと願っています。

今回は4月15日火曜日、午後6時から日本橋支部会議室にて部会を開催いたします。

事前申込みは不要です。気楽にご参加ください。

部会世話人 浅野汜子(代表)、秋元玲子、梅田文江、高橋美津子、岩川由美子



公

告

平成20年支部総会のお知らせ

開催日時：平成20年6月12日（木）午後3時より

開催場所：明治座センターホール（当日、午後1時よりの研修会も併せてご出席下さい。）

平成21年賀詞交歓会 予告

平成21年1月13日火曜日 ロイヤルパークホテルにて行います。

今から、予定に入れておいて、ご出席をお願いします。

各 部 だ よ り**[総務部]****日本橋支部幹事会報告**

（平成19年12月から平成20年2月）

平成19年12月17日於：支部事務局

1. 審議事項から

1. 新年賀詞交歓会
2. 日本橋税務署への新年挨拶
3. 税理士記念日、税の無料相談担当者選任
4. 平成19年分確定申告の無料相談、支部間応援
5. 税理士記念日、税の無料相談、中央区報への掲載
6. 八団体合同賀詞交歓会
7. 役員忘年会役割分担
8. 事務局コピー機、機種変更
9. 支部会員観劇会
10. 役員懇親旅行、担当旅行社変更
11. 青色申告会へ確定申告時期の税理士派遣

以上 8.を除き、承認された。

2. 報告事項から

1. 納税表彰式
2. 税理士雑談室
3. 日本橋税務署、署長講演会
4. 署との実務研修会
5. 局、署と支部長との税務連絡協議会
6. 支部会計の中間監査
7. 署との無料相談協議会
8. 登録調査

9. 日本橋税務懇話会

10. （協同組合）支所推進会

11. 綱紀監察合同会議

12. 署との定例連絡会

以上の事項ほかの報告がされた。

3. 各部報告

各部の部長より、活動報告がされた。

4. 理事会報告

東京会理事の福本会員より承認事項2件、報告事項5件の報告がされた。

平成20年1月18日於：支部事務局**1. 審議事項から**

1. 確定申告無料相談担当者決定
2. コールセンター 担当者決定
3. 事務局コピー機、機種変更（12月より継続）
4. 無料相談時、局より、パソコンの借用は断念
5. 本会、情報フォーラムへ岡田副支部長、秋元理事を派遣

2. 報告事項から

1. 新年賀詞交歓会
2. 登録調査
3. 青色申告会との協議会
4. その他

以上の事項ほかの報告がされた。

3. 各部報告

各部、部長より、活動報告がされた。

4. 理事会報告

東京会理事の山本会員より

承認事項1件、報告事項6件の報告がされた。

平成20年2月15日於：支部事務局

1. 審議事項から

1. 常会開催
2. (次年度からの)日本橋賀詞交歓会、総会の会場
3. 平成20年総会資料作成のための日程表
4. 平成19年分確定申告無料相談参加者への反省会・慰労会
5. 租税教育支部担当者選任

以上の審議事項が承認された。

2. 報告事項から

1. 税理士雑談室
2. 支部情報システム委員会連絡協議会
3. 署との実務研修会
4. 八団体合同賀詞交歓会
5. 国民生活金融公庫懇談会
6. 支部間応援
7. 広域還付無料相談
8. 国税庁コールセンター（中間報告）
9. 東京税理士協同組合第22回全国統一キャンペーン感謝の夕べ
10. 登録調査
11. 都税事務所、所管区域変更
12. 東京会、納税者支援センター（当支部）派遣者
13. 青色申告会確定申告無料相談会派遣者

以上の事項の報告がされた。

3. 各部報告

各部の部長より活動報告がされた。

4. 理事会報告

東京会理事、秋元会員より承認事項5件、報告事項8件の報告がされた。

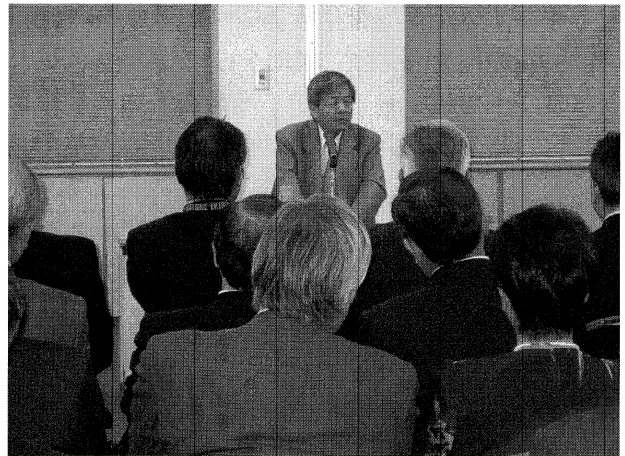
以上

[研修部]

研修部は平成20年1月22日（火）に研修部会を行いました。議題は①平成20年度の研修会のテーマと講師、②e-Taxの利用促進について、③2月1日、2月4日の研修会の打合せ。

研修会の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》



講演をする田原総一郎氏



質問する会員

日 時：平成20年1月11日（金）15:15～16:45

会 場：明治座センターホール

講 師：田原総一郎氏（評論家・ジャーナリスト）

テーマ：時代を読む

日 時：平成20年2月1日（金）13:30～16:00

会 場：銀座ブロッサム ホール

講 師：小池正明先生（税理士）

テーマ：平成20年度税制改正と事業承継の税務

※ 第一ブロック合同研修会（第二回）

日 時：平成20年2月4日（月）13:30～16:00

会 場：日本橋公会堂ホール

講 師：日本橋税務署担当官

テーマ：平成19年所得税・贈与税確定申告の解説

《今後の予定》

日 時：平成20年4月7日（月）13:30～16:30

会 場：東京実業健保会館6階

講 師：日本橋税務署担当官、東京国税局担当官（予定）

テーマ：印紙税関連（予定）

日 時：平成20年5月9日（金）13:30～16:30

会 場：イベント綿商会館（日本橋富沢町8-10）
 講 師：赤坂光則先生（税理士）
 テーマ：小規模宅地と特定事業用資産の相続税の特例について（予定）

[厚生部]

＜野球部＞

野球部は、現在オフ期間で確定申告が終わるまで、活動はありません。

そこで、野球部の公式大会の予定などご報告します。

＜支部対抗野球大会＞

毎年春（4月）、秋（9月）に支部対抗のトーナメントの大会が行われます。

昨年は戦力的には充実してきているにもかかわらず、ふがいない成績でした。今年はぜひウ十年ぶりの優勝を勝ち取りたいと意気込んでいます。

第105回目の春の大会の日程は、4月3日（木）に1回戦、2回戦、9日（水）に3回戦、準々決勝、23日（木）に準決勝、決勝が行われます。確定申告と3月決算の激務の間ですが、ぜひ神宮外苑の草野球場に足をはこんでいただき、懸命にプレーする選手と一緒に盛り上がって、ストレス解消してみてはいかがでしょうか。

＜第一ブロックリーグ＞

毎年、5月から10月にかけて、第一ブロックの麻布支部、芝支部、神田支部、京橋支部、麹町支部とのリーグ戦を行っています。この5チームは非常にレベルが高く、常にどこかが支部対抗大会で優勝を争っています。こちらも昨年は4位と振るわず、さびしい結果でした。今年は当支部が幹事であることから何かと仕事が多くなりますが、全勝を目指してがんばります。

櫻井和儀

＜ゴルフ部＞

平成19年のTNG会成績をお知らせ致します。

第263回TNG会は、12月12日 大宮ゴルフ倶楽部にて30名の参加者で開催しました。

優勝は、君島会員、2位 中山会員、3位 大澤会員、BB賞 秋元会員、ベストグロス賞は、森会員という結果になりました。今回は、12月というのに、気温があがり、防寒対策の一枚が邪魔となる良いお天気に恵まれました。次回は、確定申告明けの4月17

日（木） 伝統ある取手国際ゴルフ倶楽部で開催予定です。是非ご参加ください。

○成績

優勝	君島 博二	G89	N67
2位	中山かつお	G89	N69
3位	大澤 昭人	G96	N70

ベストグロス

森 一郎 G81(アウト43、イン38) N71

＜テニス部＞

テニス部では繁忙期を除き毎月練習会を行っております。11月の大会後も、12月・1月・2月と楽しく練習会を行いました。毎回プロの松岡コーチをお呼びしてレッスンを受けています。コーチも我々の特徴をよく掴んでおり、「〇〇さん、もっと振り抜いて」「ボレーは、打ち込むのではなく、きちんと面をつくって」と、一人一人のレベルにあったアドバイスをしてくれます。まるでプライベートレッスンを受けているみたいです。練習後は、いつもテニス談義、税務談義。和気あいあい楽しくお酒を飲んでいます。今後も大会で入賞すべく練習に励みたいと思います。

テニス部員は、現在15名、年齢は30歳ちょうどから〇〇歳と色とりどり、随時部員を募集しております。運動不足解消にテニスはいかがでしょうか。ご希望の方は支部事務局までご連絡下さい。

今後の大会日程

春季大会	5月8日(木) 予備日5月15日(木)
秋季大会	10月7日(火) 予備日10月10日(金)
支部対抗戦	11月18日(火) 予備日11月25日(火)

＜囲碁部＞

新春の劈頭を飾る京橋支部対抗囲碁親善大会は、1月12日（土）に当支部会議室において、双方9名の代表選手出席のもとで開催されました。1人3局を戦いましたが、戦運、日本橋支部に味方し、日本橋支部が20勝7敗で勝ちをおさめました。戦い終了後、1階の鳥元にて反省会を開きましたが、碁狂の集いとなり、あそこはああすればよかった、このときこうすればよかったとの話ばかりで、政治経済までには及ばず、無事解散となりました。

なお、同日元氣に対局されていた京橋支部の佐藤守先生には2週間後急逝されました。この紙上をお借りして御冥福をおいのりいたします。

さて、今後の日程は、次のとおりです。

4/17 (4/10より日程変更) プロ指導日、5/15、6/27が月例会となっています。

〈歌舞音曲部〉

① 19年6月～20年2月 月例等出席者数

第290回	19.6.12 (火)	8名
第291回	19.7.10 (火)	11名
第292回	19.8.14 (火)	10名
第293回	19.9.11 (火)	17名
第294回	19.10.1 (月)	リハーサル11名
第295回	19.10.9 (火)	16名
第296回	19.10.12 (金)	リハーサル15名
第297回	19.10.13 (土)	カラオケ発表会26名
第298回	19.11.13 (火)	9名
第299回	19.12.11 (火)	12名
第300回	20.1.8 (火)	10名
第301回	20.2.12 (火)	7名

② 20年10月18 (土) 第23回カラオケ発表会を開催予定

中島 重敏

[組織部]

災害対策の資料として中央区区民部防災課発行の事業所向けパンフ「防災スコープ」を全会員に向けて2月19日送付しました。既配付の東京税理士会発行の「広域災害対策マニュアル」と併せてご活用ください。

[綱紀監察部]

以下の活動を行いました。

1. 東京税理士会綱紀監察合同会議

日 時 平成19年12月11日

場 所 フィオーレ東京

出席者 会長、本部役員、全支部の支部長と担当者

東京国税局より税理士監理官、総務課長補佐、税理士専門官、全税務署の総務課長補佐

山川会長、田中専務理事、中山税理士監理官の挨拶、各部報告に続き、山元東京国税局総務課長補佐より、にせ税理士行為について告発も辞さず厳しく取り締まると共に、局および各税務署において税理士法に関する職場研修を実施

し、特に確定申告期を「にせ税理士防止月間」として窓口での身分確認や控えの返送先が不審な場合には確認等を行なっているとの報告がありました。

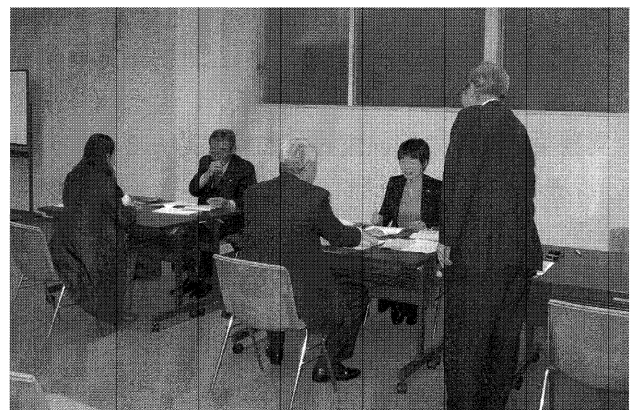
税理士専門官から、病気療養中の税理士に代わり資格のない者が申告書を作成してしまった事例、死亡した税理士の事務所職員が作成した申告書に、依頼をうけた別の税理士が署名押印してしまった事例などが報告されました。

各支部から、高齢会員および長期療養会員への対応、税理士証票の更新方法などについての提言がありました。

2. 税理士証票、バッジ等の所持確認

日 時 平成20年2月7日

場 所 日本橋支部事務局



平成18年度から20年度までを1サイクルとする2年度目で、昨年確認が済んでいない税理士241名、税理士法人8件のうち、それぞれ107名、4法人の確認を行いました。

[税務支援対策部]

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、確定申告期にあたり、東京会からの要請に応じて江戸川南支部、日野支部への応援並びに、東京駅での広域還付申告相談、閉庁日の対応と多くの先生方にご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成20年実施日	会 場	担当税理士
1月16日 (水)	法人会事務局	二瓶 正之
1月30日 (水)	〃	村田 裕

2月13日(水)	〃	岩本 忠司	2月6日(火)	タワーホール船堀	佐々木則司
2月27日(水)	〃	結城 昌史		〃	皆平 弘一
3月12日(水)	〃	後久 亮		〃	渡辺 春樹
3月26日(水)	〃	渡辺 春樹	3月5日(水)	葛西区民会館	新沼勝三郎
《窓口専門相談》				〃	知久 勝尚
○商工会議所本部からの依頼分			《確定申告無料相談、日野支部への応援》		
平成20年実施日	会 場	担当税理士	○東京税理士会からの依頼分		
1月11日(金)	中小企業相談センター	岩川由美子	平成20年実施日	会 場	担当税理士
2月1日(金)	〃	皆平 弘一	1月25日(金)	多摩市役所西会議室	木下 純一
2月22日(金)	〃	山崎 健		〃	村田 裕
3月14日(金)	〃	荒木 慶幸		〃	高山 秀三
○商工会議所中央支部からの依頼分			1月29日(火)	多摩市役所西会議室	結城 昌史
平成20年実施日	会 場	担当税理士		〃	三ヶ尻忠敬
1月23日(水)	京橋プラザ3階	佐野 典子		〃	小畑 孝雄
2月20日(水)	〃	後久 亮	2月13日(水)	稲城市第3文化センター	引地 栄二
2月21日(木)	〃	岩本 忠司		〃	佐藤 嘉光
2月22日(金)	〃	坂下 弘子	《確定申告期に於ける税務署の閉庁日対応》		
2月27日(水)	〃	二瓶 正之	○日本橋税務署からの依頼分		
《業務委託に係る記帳指導(最終回)》			平成20年実施日	会 場	担当税理士
○税理士協同組合からの依頼分			2月24日(日)	国税局合同会場	福本 光男
平成20年実施日	会 場	担当税理士	《確定申告無料相談》		
1月21日(木)	日本橋青色申告会	星野光一郎	○日本橋税務署からの依頼分		
1月22日(金)	〃	福岡 敏郎	平成20年実施日	会 場	担当税理士
《広域還付申告相談》			2月25日(月)	日本橋公会堂	高橋佐千雄
○東京税理士会からの依頼分				〃	青柳 聡
平成20年実施日	会 場	担当税理士		〃	石田 俊也
2月6日(水)	東京駅動輪の広場	新沼勝三郎	2月26日(火)	日本橋公会堂	福嶋 孝臣
	〃	中村 佳子		〃	櫻井 正道
	〃	岩本 忠司		〃	花山 三郎
	〃	余西 吉巳	2月27日(水)	日本橋公会堂	櫻井 利一
	〃	遠藤 範子		〃	伊藤 孝
	〃	藤本 毅郎		〃	米井 靖雄
	〃	若狭 茂雄	2月28日(木)	日本橋公会堂	坂下 弘子
	〃	財津 良子		〃	緑川 哲
2月12日(水)	東京駅動輪の広場	結城 昌史		〃	徳舩 仁
	〃	岩田 浩一	2月29日(金)	日本橋公会堂	東埜 優
	〃	佐野 典子		〃	後久 亮
	〃	濱川 久子		〃	山崎 健
	〃	皆平 弘一		〃	蟻坂 欣一
	〃	引地 栄二	《申告案内コールセンター》		
	〃	木下 純一	○東京税理士会からの依頼分		
《確定申告無料相談、江戸川南支部への応援》			平成20年実施日	会 場	担当税理士
○東京税理士会からの依頼分			2月1日(金)	国税局コールセンター	岩川由美子
平成20年実施日	会 場	担当税理士	5日(火)	〃	〃

6日(水)	〃	高山 秀三
7日(木)	〃	〃
8日(金)	〃	村田 裕
12日(火)	〃	〃
13日(水)	〃	〃
14日(木)	〃	〃
15日(金)	〃	〃
3月10日(月)	〃	〃
11日(火)	〃	〃
12日(水)	〃	岩本 忠司
13日(木)	〃	〃
14日(金)	〃	〃
17日(月)	〃	村田 裕

《確定申告個別相談会》

○日本橋青色申告会からの依頼分

平成20年実施日	会 場	担当税理士
2月21日(木)	青色申告会事務局	猪股 正明
2月22日(金)	〃	結城 昌史
2月25日(月)	〃	二瓶 正之
2月26日(火)	〃	渡辺 春樹

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記
の先生方をお願い致しました。

赤坂 光則
佐野 典子
林 孝子

「会員情報化の目標」(平成21年3月まで)

レベル	内 容	目標値
1	パソコン環境を整え、自ら利用 することが出来る	90%
2	パソコンでホームページを見る こと及びメールを送受信するこ とが出来る	80%
3	電子証明書(日税連ICカード)を 取得し、インターネットで電子 申告開始届出書を提出できる	70%
4	インターネットで確定申告(各 種・予定申告等を含む)を行う ことが出来る	50%
5	難度の高い事案の事故解決や事 務所業務の充実した遂行、並び に改善進歩のため、インターネット から必要な情報を自由に集め加 工するなど、高度利用すること ができる。	30%

報交換をすることが決まった。

20年2月6日(水)東京税理士会館にて税理士
情報フォーラムが開催された。

[情報システム委員会]

20年1月25日(金)に東京税理士会館において支
部情報システム委員長連絡会議が行われた。

議題は、

- (1) 本会委員会が目指す情報化の目標
- (2) 電子申告の現状について
- (3) 電子申告の今後の普及策
- (4) 電子申告推進に関する支部の意見・要
望
- (5) 情報フォーラム各ブースの内容

電子申告推進に関する支部の現状について各
支部より報告があったが会員が少ない支部(例
えば玉川支部他)などは会員の事務所に訪問し
て指導研修しているとの事の報告があった。

第一ブロック各支部においては各委員長と話
し合い、各支部協力して電子申告推進の為の情



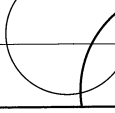
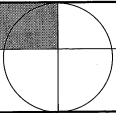
網紀監察シリーズ

それって違反? <1>

調査立会いの時に 名刺で自己紹介は・・・ NO

税理士証票 を見せるのが正解です。

(税理士法第32条)



日本橋税務署からのお知らせ

平成20年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成20年度 国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験」を行います。
ご興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

- ◇ 受験資格 昭和62年4月2日から平成3年4月1日生まれの者
- ◇ 申込書交付期間 5月12日(月)～7月1日(火)(土・日曜日を除く。)
- ◇ 申込書受付期間 6月24日(火)～7月1日(火)(“ ”)
- ◇ 試験日 第1次試験 9月7日(日)
第2次試験 10月16日(木)～10月23日(木)のうち指定された日

※ 詳細については、お気軽に日本橋税務署・総務課(TEL 03-3663-8451 内線203)まで
お尋ねください。



ちょっとひとこと

■新年度スタート

4月は新年度スタートの月です。新しい予算のもとに新しい年度が動き出します。また、街にも通勤電車にも初々しいサラリーマンや学生が溢れて肌で新鮮さを感じる月です。

野山にも目に眩しい新緑や若草が萌え育ち、花々も咲きそろい、心が弾みます。毎年4月になると世の中全体が希望に満ちて一斉にスタートする月という感じを受けます。

スタートといえば、プロ野球も開幕し、大学野球も始まります。今年はどんなニュースターが誕生するか興味がつきません。昨年、甲子園や神宮で活躍した人たちがプロ野球や大学野球でどのようなプレーをみせてくれるか楽しみがいっぱいです。

また、今年はオリンピックイヤーでもありますので、星野ジャパンの活躍を今から楽しみにして

います。昨年のアジア予選で見せた選手が一枚岩で日の丸を背負い必死に戦っている姿が印象的でありました。アジア予選では、主力をケガで欠いたにも係らず宮本主将を中心に全員一丸となり素晴らしい戦いでした。特に台湾戦での走塁やスクイズにはしびれました。オールジャパンの気持ちの強さの表れであったように感じます。今シーズンをケガなどすることなく、アジア予選の勢いを北京五輪本番でも是非発揮して、アメリカ、キューバの強豪を撃破して金メダルを目指して頂きたいと思います。

野球以外にも陸上、水泳、柔道、レスリングなどなど期待種目が目白押しです。1個でも多くのメダルを獲得し、センターポールに日の丸を掲げて頂きたい。

土屋胖穂

中央都税事務所からのお知らせ

平成20年度

固定資産税・都市計画税の軽減措置について(23区内)

対 象	軽減の割合等
負担水準※が 65%を超える商業地等 (店舗・工場の敷地、駐車場など住宅用地以外の宅地等) ※負担水準とは、固定資産税の評価額等に対する前年度の課税標準額の割合をいいます。	固定資産税 } 負担水準 65%に相当 都市計画税 } する額まで軽減
小規模非住宅用地 (一画地における非住宅用地の面積が 400 ㎡以下の土地のうち、200 ㎡までの部分) ※ただし、個人又は資本金等が 1 億円以下の法人が所有する土地に限ります。	固定資産税 } 2 割を減免 都市計画税 } ★減免を受けるためには申請が必要です。 (前年度に減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。)
小規模住宅用地 (住宅 1 戸あたり 200 ㎡までの部分)	都市計画税の 2 分の 1 を軽減
新築住宅 (平成 17 年 1 月 2 日から平成 21 年 1 月 1 日までに新築された住宅) ※なお、平成 21 年 1 月 1 日新築分まででこの減免措置は終了となります。	新築後、新たに課税される年度から 3 年度分、 固定資産税 } 2 分の 1 ~ 全額 都市計画税 } を減免

* 詳しくは、物件が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

平成20年4月1日から 都税の口座振替に関するお問い合わせ先が変わりました

口座振替の新規申し込み、変更・停止などについては、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。

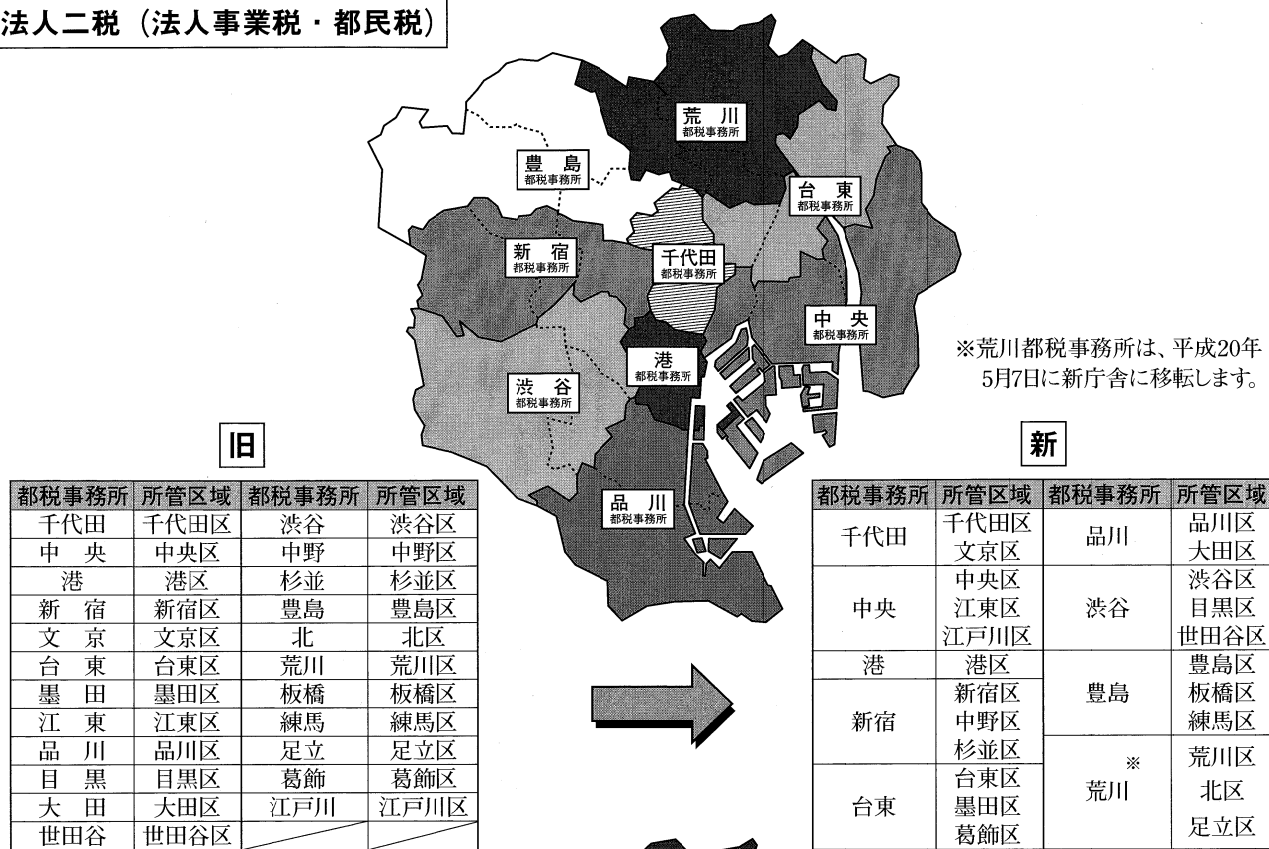
なお、住所の変更や課税の内容については、これまでどおり、所管の都税事務所へお問い合わせください。

【問合せ先】中央都税事務所 03-3553-2151

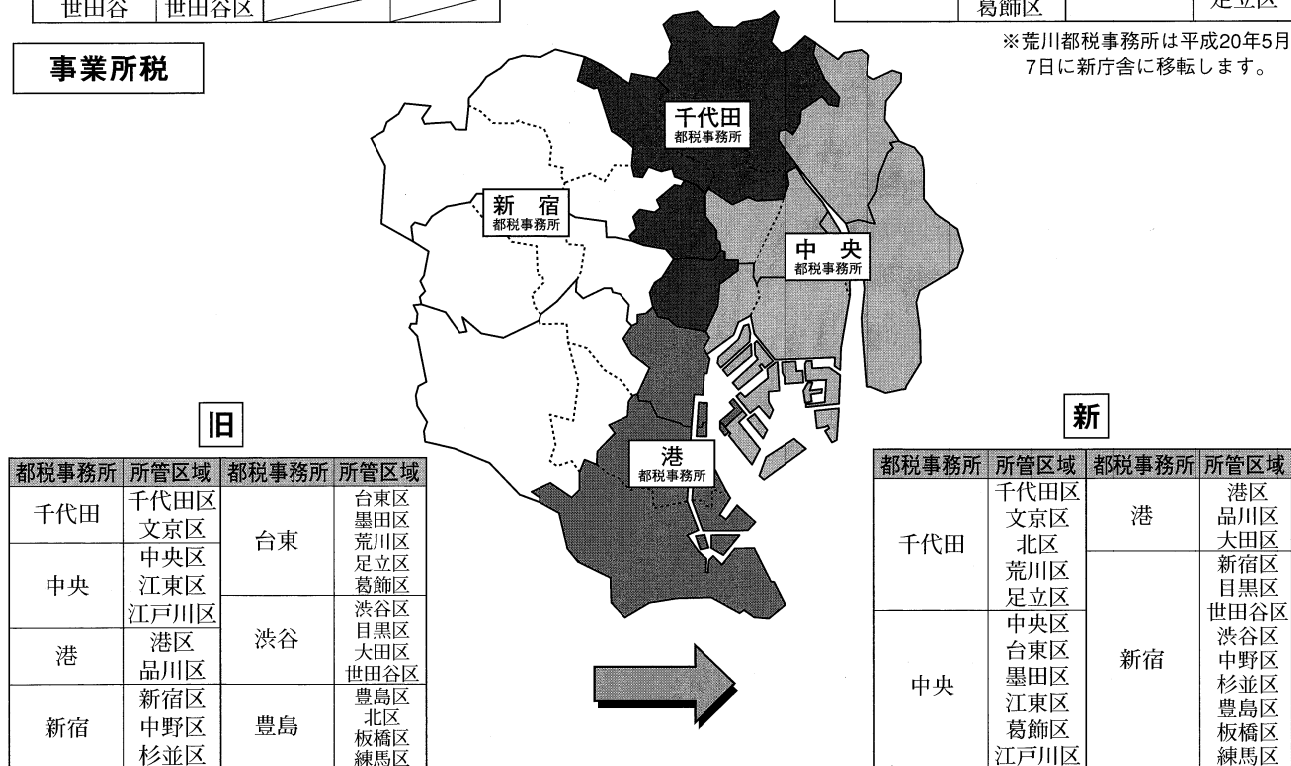
平成20年4月1日から

23区の法人二税・事業所税にかかる都税事務所の所管区域が変わります

法人二税（法人事業税・都民税）



事業所税



■ 平成20年4月1日から23区の都税事務所の所管区域が変わります。

■ 法人（個人）番号が変わる場合があります。

■ 主たる事務所・事業所が所在する区の都税事務所でも申告書の受付は行います。

◆◆◆ 所管区域の変更に関するお問い合わせ ◆◆◆

東京都主税局課税部法人課税指導課 (03) 5388-2962

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

支部会員異動のお知らせ

平成19年11月16日～
平成20年2月15日

〈入会〉

11月26日 石田 昇吾 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング
16階
税理士法人 平成会計社
電話 3231-1993

12月17日 高木 芳夫 〒103-0007
日本橋浜町2-11-2
-1001号
電話 5649-2613

12月19日 鈴木 祥彦 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング
16階
税理士法人 平成会計社
電話 3231-1858

1月1日 田原 久和 〒103-0014
日本橋蛸殻町2-10-9
福島ビル
電話 3667-5729

1月24日 小川 裕司 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング
16階
税理士法人 平成会計社
電話 3231-1858

1月24日 後庵 理江 〒103-0025
日本橋茅場町2-3-6
宗和税理士法人
電話 3669-8085

1月24日 斎藤るみ子 〒103-0028
八重洲1-4-22
モリタニ83ビル2階
税理士法人 レコルテ
電話 5200-1638

1月24日 森萩 裕子 〒103-0022
日本橋室町1-9-4
電話 3270-2428

〈転入〉

11月22日 諏訪部すみれ 〒103-0027

12月25日 北川 知明 〒103-0027
日本橋2-2-5

日本橋アルガビル6階
パートナーズ総合税理士法人
電話 3510-1053

12月28日 塩田 誠朗 〒103-0022

日本橋室町1-7-1
スルガビル7階
軒澤 力税理士事務所
電話 6803-6711

1月10日 大槻 達也 同上

1月10日 松本謙一郎 〒103-0007

日本橋浜町3-3-1
トルナーレ日本橋浜町
1812号
電話 6279-3588

1月16日 森岡 有郎 〒103-0002

日本橋馬喰町1-12-4
早川ビル5階
電話 5642-6240

1月16日 諸田 高吉 同上

1月21日 井上 慶太 〒103-0027

日本橋1-2-16
BLUEMARK83 902号
電話 3272-8814

1月31日 葛西 敏雄 〒103-0004

東日本橋1-3-14
電話 3851-7907

〈法人入会〉

1月11日 宗和税理士法人

〒103-0025
日本橋茅場町2-3-6
電話 3669-8085

2月5日 税理士法人 佐藤会計

〒103-0023
日本橋本町4-4-11

電話 3231-3861

〈事務所変更〉

高畠 順一 〒103-0027
日本橋2-8-11
旭洋ビル4階

丸尾 知弘 〒103-0027
日本橋1-18-12
エフ・ヴェー日本橋2階
電話 3548-1131

平塚 永光 〒103-0001
日本橋小伝馬町16-19
渡林日本橋ビル7階

石田 俊也 〒103-0013
日本橋人形町1-12-11
2109号

永井 和昭 〒103-0023
日本橋本町4-15-10
古川ビル7階
電話 5695-7701

土谷 裕一 〒103-0027
日本橋3-9-12
第6中央ビル5階
電話 6214-5885

露木 正人 同上

山田 好一 〒103-0012
日本橋堀留町1-8-4
ブリヂネル堀留602号
電話3249-7122

川北 博 〒103-0025
日本橋茅場町2-3-6
宗和税理士法人
電話3669-8085

加藤 美菜 同上

小林 達夫 同上

高村 耕平 同上

徳永 信 同上

萬羽 将 同上

小此木広史 〒103-0004
東日本橋3-9-16
パレ・ソレイユ東日本橋503
電話 5614-9731

〈事務所名称変更〉

佐藤 拓郎 税理士法人 佐藤会計
佐藤 利男 同上

〈事務所電話番号変更〉

都井 清史 090-6028-7624
河本 幹正 3669-7755

〈転出〉

大久保秀治 京橋支部へ
中村 雅浩 芝支部へ
渡邊由紀子 麻布支部へ
佐藤 幸治 渋谷支部へ
中里 拓哉 京橋支部へ
吉澤 陽子 上野支部へ
新井 基弘 蒲田支部へ
尾崎 博嗣 浅草支部へ
佐藤 幸夫 神田支部へ

〈退会〉

山本 晃三 業務廃止
清水 敬至 “
桶田 米蔵 “
恒岡 満勝 千葉県会へ
志賀 美夫 業務廃止

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

土肥 工起 昭和23年5月29日生れ59歳
平成19年11月25日死亡
高橋 保 昭和6年4月1日生れ76歳
平成20年1月3日死亡

編集後記

支部会報“にほんばし”第116号をお届けいたします。皆様には確定申告、お疲れ様でした。

また、大変ご多忙の中、研究論文、私のあしあと、随筆等ご寄稿くださった先生方には、心から御礼申し上げます。

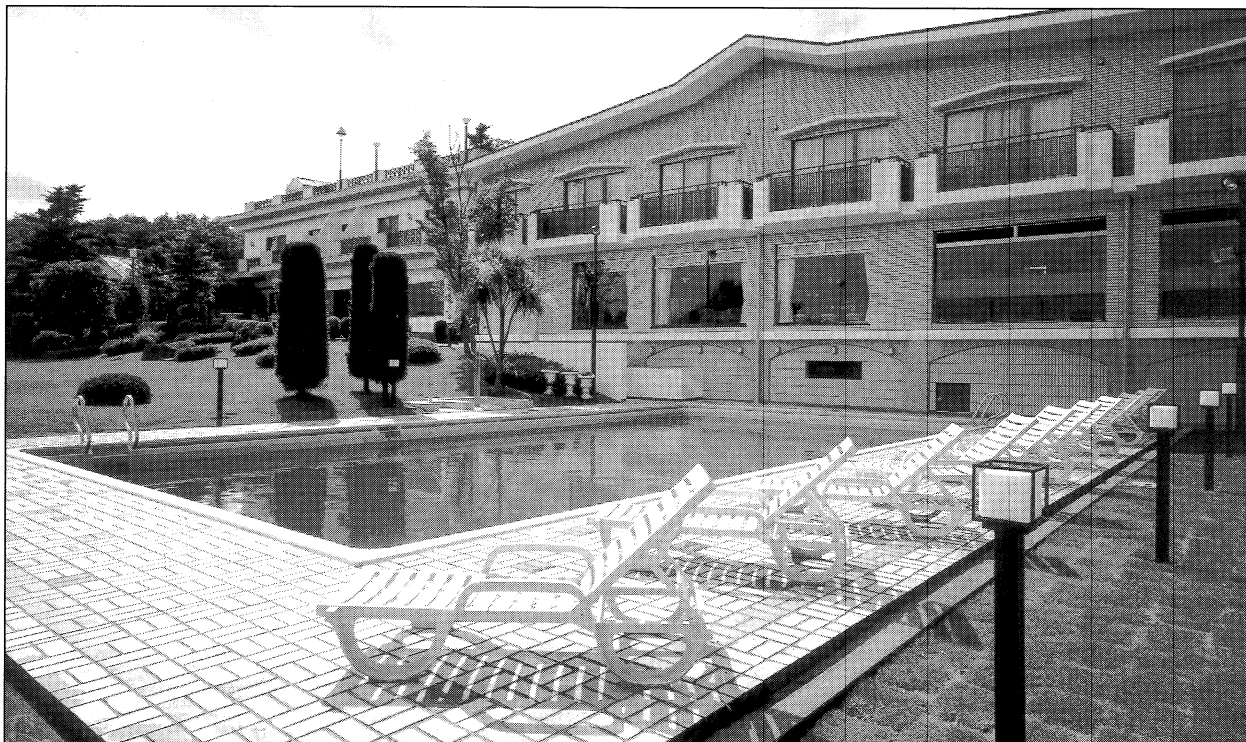
この会報をお手許にお届けする頃は、正に春らんまん、多くの方々が新たな門出に向け、希望とチャレンジを胸に大きく羽ばたく時期にあたりかと思っています。

私ども広報部一同も、新たな意気込みで親しまれる広報を目ざしがんばっていきたいと思っておりますので、御指導、ご協力の程お願い申し上げます。

○次号原稿〆切 6月末

○次号発行予定 8月中旬

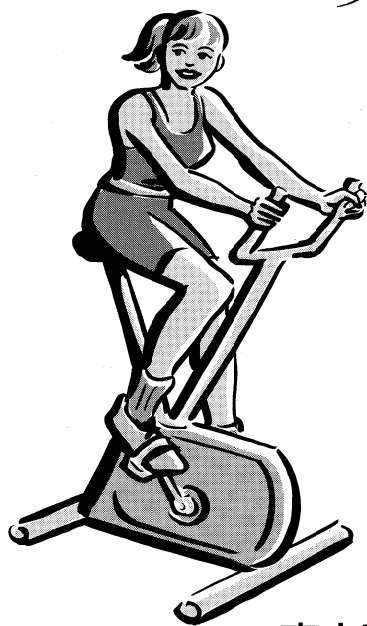
編集委員：浅見達雄 笠倉純二 石橋國朗
安藤克巳 土屋胖穂 桑原盛一



直営保養所「伊豆高原倶楽部」

とうぜいけんぽ 加入のお薦め

東税健保組合は健全財政のもと、各種事業を積極的に展開して、多くの加入者に喜ばれています。



《特長》

1. 独自の付加給付

法律で定められた保険給付のほかに、プラスαの一部負担還元金、家族療養付加金等があります。

2. 政管健保より安い保険料

3. 保健事業の積極展開

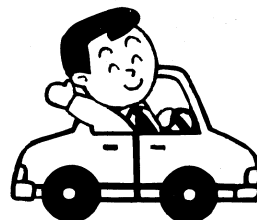
成人病や婦人健診などの各種健康管理事業を始め、各種の体育教室やレクリエーション事業、保養所など健康の保持増進のための事業を積極的に実施しています。

東京税務会計事務所健康保険組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-12-11(東税健保会館) TEL.03(3232)5541(代表) FAX.03(3232)5547
<http://www.touzeikenpo.or.jp>

東京税理士協同組合の組合員のために 【集団扱自動車保険制度】の新提案

**自動車保険が
集団扱いにより
5%割引に【年一括払いの場合】**



- 特長1** 損保ジャパンカスタマーセンター東税協組合員専用デスクがフリーダイヤルでご相談に対応します【0120-000-294】。
- 特長2** ご契約時はキャッシュレス、ご指定の口座から振替え致します。
- 特長3** 現在のノンフリート等級（無事故による割引）はそのまま継承することができます。
- 特長4** 組合員ご本人と事務所に勤務されている皆様に、家庭用業務用にかかわらずご利用いただけます。
- 特長5** 保険料が年一括払の場合、一般契約より5%割引となります。

東税協・集団扱自動車保険 ご契約までの流れ

- | | | |
|------------------------------------|---|--|
| ①現在ご加入の自動車
保険証券と車検証を
ご用意下さい。 | ②内容確認の上、損保
ジャパンカスタマー
センターよりお見積
もりをご案内致しま
す。 | ③見積りのご了解をい
ただきますと申込書・
口座振替依頼書をご
送付申し上げます。 |
|------------------------------------|---|--|

東税協専用デスク 損保ジャパンカスタマーセンター 0120-000-294

詳しい内容につきましては、お問い合わせ下さい。

引受保険会社
株式会社損害保険ジャパン
営業開発第二部第二課

〒160-8338東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL03-3349-4034 FAX03-3348-4623
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

東京税理士協同組合指定代理店
幹事取扱代理店 (株) 日税サービス

〒163-0709東京都新宿区西新宿2-7-1
新宿第一生命ビルディング9階
TEL 03 (5323) 2111 FAX 03 (5323) 2123
ホームページアドレス <http://www.nichizei-net.com>

募集担当
株式会社損害保険ジャパン
ひまわりレディス新宿開発室

〒160-0519東京都新宿区西新宿1-26-2
新宿野村ビル19階
TEL 03-5321-6631 FAX03-5321-6635

東京税理士会館 1 階

一層便利に 直営売店

税理士業務に関する第一線のアンテナショップ

組合員には二つの特典

特典1
代金後払い
サービス

特典2
定価の1割引販売
(一部商品を除く)

代金後払いサービスは 電話・FAX・インターネット 購入が対象



<http://www.tozeikyo.or.jp>



03(3354)6446



03(3354)6141

- 書籍・書式、様式類など、いずれも1冊から注文をお受けしています。
- 1回のお買い上げ金額5千円以上は送料無料。●在庫のあるものは翌日配送も可能です。

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階 TEL 03(3354)6141 FAX 03(3354)6446

新年賀詞交歓会



囲碁部の京橋支部との支部対抗戦

